

議第49号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の10」を「100分の9」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「休暇」を「第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間及び第28条第1項に規定する休暇」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第3項」を「以下この条（第4項及び第5項を除く。）」に改め、「の各号」を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「ついて38時間45分」の右に「(育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては、京都府立学校教職員の例に準じて別に定める時間)」を、「教職員」の右に「(教育職員及び管理職手当の支給を受ける者を除く。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第4項」を「次項」に改め、「対する」の右に「第1項及び」を加え、「同項各号列記以外の部分」を「第1項各号列記以外の部分」に改め、「の各号」を削り、「あるのは、」を「あるのは「100分の100」と、前項中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項及び第5項の規定により時間外勤務手当が支給される勤務の時間

(週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した時間のうち、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるものに対して、同項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第14条に次の2項を加える。

- 6 第1項及び前項の規定により時間外勤務手当が支給される勤務の時間(週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した時間のうち、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるものに対して、同項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 7 第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間

1 時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第5項に規定する別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第18条の2第1項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

第27条第2項中「(祝日法による休日等)の右に「及び第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間が指定された日」を加える。

第27条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第27条の3 第14条第2項及び第6項の規定により時間外勤務手当を支給すべき教職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、正規の勤務時間が割り振られた日(祝日法による休日等及び代休日を除く。)の勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された教職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

教職員の地域手当の支給割合及び教員特別手当の支給額の上限並びに時間外勤務手当の支給割合を改定するとともに、時間外勤務代休時間の制度を創設する必要があるので提案する。